

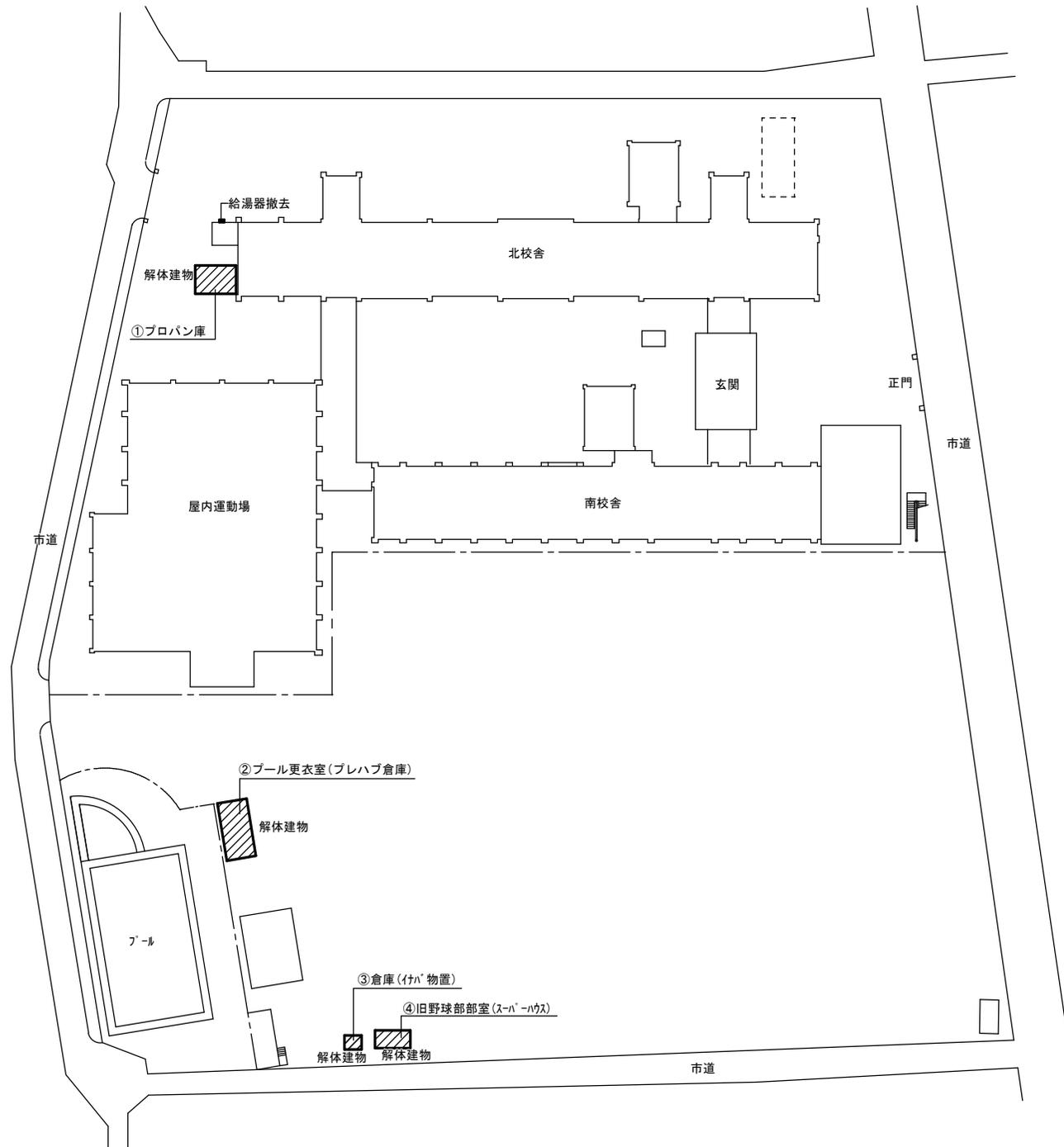
1. 施工調査 ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。  
◎照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBは調査を行う。
2. 工事検査及び技術検査 ◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。  
◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。  
◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受けて試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。  
◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用(手数料等)については、請負者の負担とする。
3. 火災保険 ◎請負業者は、火災保険又は建設工事保険に付保するとともに、請負賠償保険にも付保すること。  
◎対象物  
工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。
4. 工事用水、電力等 ◎既存電力利用(=出来る= 出来ない), 電力料金(有償・無償=)  
◎既存電力利用(≠出来る≠ 出来ない), 電力料金(有償・無償=)
5. 足場等 ◎外部足場 プロパン庫解体時3面設置(種類:単管一本足場, シート仕様:防音シート)  
・壁つなぎ間隔(水平方向:8m以下, 鉛直方向:9m以下)
6. 工事車両用駐車場  
資材置場 ◎同用地は、用意していないので受注者にて設けること。  
◎給食搬入車の支障の無いよう搬入経路や時間帯等考慮すること。
7. 整地・埋戻し ◎解体後振動ローラーで転圧整地のこと。  
◎プロパン庫解体撤去範囲はアスファルト舗装とする
8. その他 ◎解体前に屋内にある備品類の確認を行うこと。  
備品類は原則処分とするが、調査の上疑義のあるものは監督員と協議すること。  
◎工程については、監督員及び学校と協議の上決定すること。  
◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、児童等の安全に配慮し配置すること。
9. アスベスト含有成形板の除去  
◎工法  
(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。  
(2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。  
建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。  
(3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。  
(4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。  
(5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講ずること。  
◎除去箇所一覧表

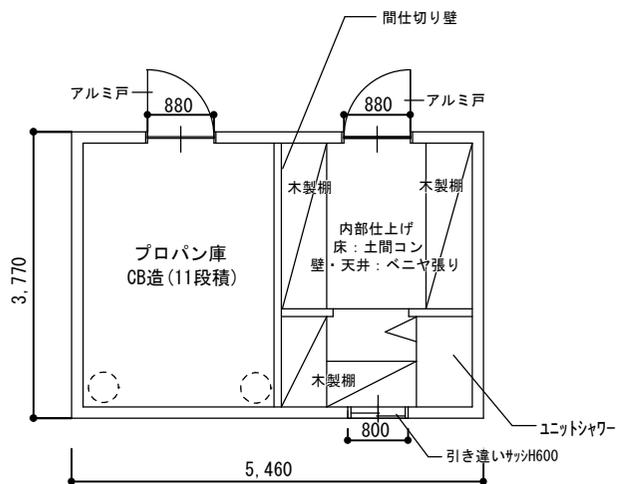
	部 位	箇所	建 材 種 別	面 積
1	屋根	プロパン庫	小波スレート	20.6m <sup>2</sup>

- ◎施工記録等  
施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。

撫養小学校プロパン庫等解体撤去工事  
特記仕様書

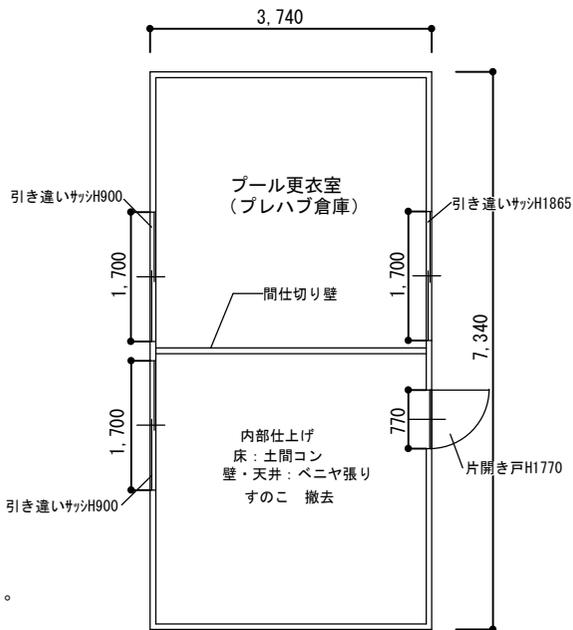
鳴門市教育委員会  
教育総務課



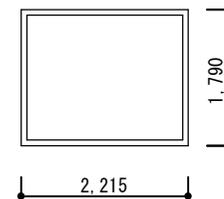


①プロパン庫 平面

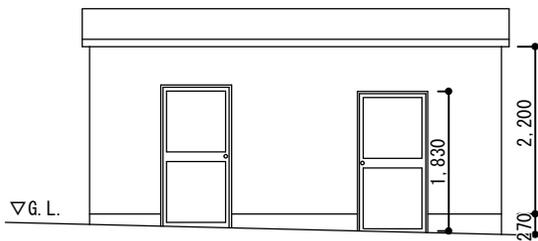
※プロパン庫内のガス容器については、北校舎南側へ移設しガス容器格納庫を設けること。  
 (設置位置については監督員と協議の上決定。ガスメーカー、配管移設を含む)  
 ※配膳室外の給湯器を本工事で撤去すること



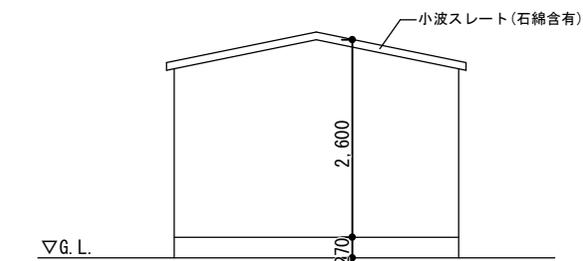
②プール更衣室 平面



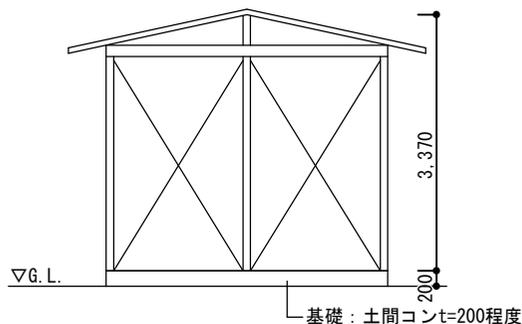
③倉庫(什ハ物置) 平面



①プロパン庫 北側立面

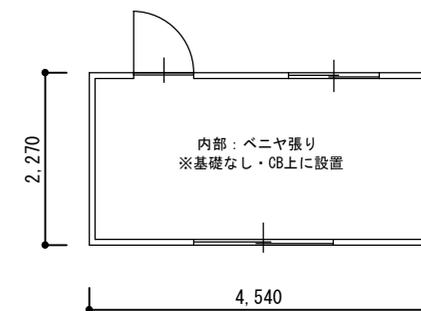


①プロパン庫 西側立面



②プール更衣室 北側立面

※各面(全4面)にプレース2箇所有り



④旧野球部部室(スパーハウス) 平面